

第78期

定時株主総会招集ご通知

■ 開催日時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

■ 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター

ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください
ますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第2号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

目次

招集ご通知

第78期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	3
第2号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件	10
議決権のご行使についてのご案内	22

(添付書類)

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	24
2 会社の株式に関する事項	34
3 会社役員に関する事項	36
4 会計監査人に関する事項	39
5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	40
6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	43
7 剰余金の配当等の決定に関する方針	44

連結計算書類

連結貸借対照表	45
連結損益計算書	46
連結株主資本等変動計算書	47

計算書類

貸借対照表	48
損益計算書	49
株主資本等変動計算書	50

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	51
会計監査人の監査報告書 謄本	52
監査等委員会の監査報告書 謄本	53

証券コード 8609
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号
株式会社 岡三証券グループ
取締役社長 新 芝 宏 之

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって
議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類
をご検討くださいますと、後述いたしますご案内の方法により平成28年6月28
日（火曜日）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう
お願い申しあげます。

記

1. 日 時	平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター (ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第78期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査 等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第2号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

【お知らせ】

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - 連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際し、監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、**当社ウェブサイト**において、修正後の内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<http://www.okasan.jp>

岡三証券グループ

検索

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、グループ経営機能の一層の強化を図るため3名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	加藤 哲夫	取締役副会長
2	新芝 宏之	取締役社長
3	野中 計彦	専務取締役
4	新堂 弘幸	取締役
5	村井 博幸	取締役
6	早川 政博	取締役
7	新任 金井 政則	
8	新任 吉野 俊之	
9	新任 寺山 彰	
10	新任 武宮 健二郎	

候補者
番号

1

か とう てつ お
加 藤 哲 夫

昭和23年2月1日生

略歴、当社における地位および担当

昭和45年5月	株式会社三菱銀行入行	平成9年6月	取締役社長就任
昭和61年6月	当社入社	平成26年4月	取締役副会長就任
昭和61年12月	取締役就任		現在に至る
平成元年6月	常務取締役就任		(重要な兼職の状況)
平成3年6月	専務取締役就任	岡三証券株式会社	取締役
平成7年6月	取締役副社長就任		

所有する当社株式数 325,414株

取締役候補者とする理由

加藤哲夫氏は、平成9年に当社取締役社長に就任し、平成26年より当社取締役副会長を務めております。

長年にわたる経営トップとしての豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの企業価値の向上およびコーポレートガバナンス強化のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

しん しば ひろ ゆき
新 芝 宏 之

昭和33年3月2日生

略歴、当社における地位および担当

昭和56年4月	当社入社	平成23年4月	専務取締役 企画部門・人事企画部担当
平成13年6月	取締役就任		
平成15年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任	平成26年4月	取締役社長就任 現在に至る
平成16年6月	当社 常務取締役就任		(重要な兼職の状況)
平成18年6月	専務取締役就任	岡三証券株式会社	取締役

所有する当社株式数 33,000株

取締役候補者とする理由

新芝宏之氏は、平成13年より当社取締役として企画部門を担い、平成26年より当社取締役社長として当社グループの経営の推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **3** の なか かず ひこ
野 中 計 彦

昭和22年10月26日生

略歴、当社における地位および担当

昭和45年 4月	当社入社	平成28年 4月	専務取締役 社長補佐兼法人RM部担当
平成13年 6月	取締役就任		現在に至る
平成15年 6月	常務取締役就任		
平成15年10月	取締役就任		(重要な兼職の状況)
平成18年 6月	専務取締役就任 管理部門担当		—

所有する当社株式数 **30,120株**

取締役候補者とする理由

野中計彦氏は、平成13年より当社取締役として管理部門を担い、長きにわたり当社の財務戦略に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4** しん どう ひろ ゆき
新 堂 弘 幸

昭和33年 2月11日生

略歴、当社における地位および担当

昭和56年 4月	当社入社	平成23年 6月	取締役就任 (現任)
平成15年 6月	取締役就任	平成26年 4月	岡三証券株式会社 取締役社長就任
平成15年10月	岡三証券株式会社 取締役就任		現在に至る
平成18年 6月	当社 取締役就任		(重要な兼職の状況)
平成19年 6月	常務取締役就任 人事企画部担当		岡三証券株式会社 取締役社長

所有する当社株式数 **33,000株**

取締役候補者とする理由

新堂弘幸氏は、平成15年より当社取締役として営業本部・人事部門の担当および岡三証券(株)営業本部長を歴任し、平成26年より岡三証券(株)取締役社長として経営の手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

むら い ひろ ゆき
村 井 博 幸

昭和32年9月25日生

略歴、当社における地位および担当

昭和55年4月	当社入社	平成26年6月	取締役就任
平成16年4月	岡三証券株式会社 取締役就任		現在に至る
平成22年6月	同社 常務取締役就任	(重要な兼職の状況)	
平成26年4月	同社 常務取締役 企画部門・友好証券部担当 当社 執行役員就任 企画部門担当 (現任)	岡三証券株式会社	常務取締役

所有する当社株式数 **28,000株**

取締役候補者とする理由

村井博幸氏は、平成16年より岡三証券(株)取締役として営業本部・投資情報部門・監査部門の担当を歴任し、平成26年より当社取締役として企画部門を担い経営戦略の策定・推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

はや かわ まさ ひろ
早 川 政 博

昭和34年8月8日生

略歴、当社における地位および担当

昭和58年4月	当社入社	平成26年6月	取締役就任
平成19年7月	岡三証券株式会社 人事部長 当社 人事企画部長	平成27年6月	取締役 人事部門担当兼グループ秘書室長
平成26年4月	岡三証券株式会社 取締役就任 人事部門・秘書室担当 当社 執行役員就任 (現任) グループ人事企画部担当 兼グループ秘書室長		現在に至る
		(重要な兼職の状況)	
		岡三証券株式会社	取締役

所有する当社株式数 **12,391株**

取締役候補者とする理由

早川政博氏は、長きにわたり当社人事部門を担い、平成26年より当社取締役として人事戦略の策定・推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **7** **かな い まさ のり**
金 井 政 則

昭和29年5月24日生

新任

略歴、当社における地位および担当

昭和52年4月	当社入社	平成26年4月	岡三アセットマネジメント株式会社 理事就任
平成6年6月	取締役就任		
平成10年6月	常務取締役就任	平成26年6月	同社 取締役社長就任 当社 執行役員就任
平成15年10月	当社 取締役就任 岡三証券株式会社 常務取締役就任		現在に至る
			(重要な兼職の状況)
平成16年4月	岡三証券株式会社 専務取締役就任	岡三アセットマネジメント株式会社	取締役社長
平成26年3月	当社 取締役退任 岡三証券株式会社 専務取締役退任		

所有する当社株式数 **21,000株**

取締役候補者とする理由

金井政則氏は、平成6年より当社取締役として商品本部、企画本部および法人営業部門等の担当を歴任し、平成26年より岡三アセットマネジメント(株)取締役社長として経営の手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

8

よし の とし ゆき
吉 野 俊 之

昭和27年4月16日生

新任

略歴、当社における地位および担当

昭和52年4月	当社入社	平成26年6月	岡三アセットマネジメント株式会社 取締役社長退任
平成13年6月	取締役就任		岡三情報システム株式会社 取締役社長就任
平成15年10月	岡三証券株式会社 取締役就任		岡三オンライン証券株式会社 取締役会長就任
平成16年4月	同社 常務取締役就任		現在に至る
平成18年5月	同社 常務取締役退任		
平成18年6月	日本投信委託株式会社 (現 岡三アセットマネジメント株式会社) 取締役社長就任		(重要な兼職の状況) 岡三情報システム株式会社 取締役社長 岡三オンライン証券株式会社 取締役会長
平成21年6月	当社 執行役員就任 (現任)		

所有する当社株式数 13,000株

取締役候補者とする理由

吉野俊之氏は、平成13年より当社取締役として商品・情報部門等の担当および岡三アセットマネジメント(株)取締役社長を歴任し、平成26年より岡三情報システム(株)取締役社長として経営の手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

9

てら やま あきら
寺 山 彰

昭和31年3月1日生

新任

略歴、当社における地位および担当

昭和53年4月	当社入社	平成26年4月	同社 常務取締役 金融法人部門・法人営業部門・ 引受部門管掌兼法人業務部担当
平成13年6月	取締役就任		
平成15年10月	岡三証券株式会社 取締役就任	平成27年6月	同社 専務取締役就任
平成20年4月	同社 常務取締役就任	平成28年4月	同社 専務取締役 営業本部長 現在に至る
平成23年6月	同社 常務取締役 投資情報部門管掌 当社 執行役員就任 (現任)		(重要な兼職の状況) 岡三証券株式会社 専務取締役

所有する当社株式数 17,000株

取締役候補者とする理由

寺山彰氏は、平成13年より当社取締役としてトレーディング部門、金融法人部門および投資情報部門の担当を歴任し高い手腕を発揮、平成28年より岡三証券(株)営業本部長を務めております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **10** たけ みや けんじろう **武宮 健二郎**

昭和26年10月20日生

新任

略歴、当社における地位および担当

昭和51年 4月	当社入社	平成23年 3月	当社 取締役兼執行役員退任 岡三証券株式会社 専務取締役退任
平成 8年 6月	取締役就任	平成23年 4月	丸福証券株式会社 (現 岡三にいがた証券株式会社) 理事就任
平成13年10月	常務取締役就任	平成23年 6月	同社 取締役会長就任
平成15年 6月	常務取締役退任 日本投信委託株式会社 (現 岡三アセットマネジメント株式会社) 取締役社長就任	平成24年 6月	同社 取締役会長兼社長就任 現在に至る
平成18年 6月	同社 取締役社長退任 当社 取締役兼執行役員就任 岡三証券株式会社 専務取締役就任 営業本部長	(重要な兼職の状況) 岡三にいがた証券株式会社 取締役会長兼社長	

所有する当社株式数 **10,000株**

取締役候補者とする理由

武宮健二郎氏は、平成8年より当社取締役として商品本部・営業本部の担当および岡三アセットマネジメント(株)取締役社長、岡三証券(株)営業本部長を歴任し、平成23年より岡三にいがた証券(株)取締役会長として経営の手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者としたしました。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、平成19年4月27日開催の当社取締役会により、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（買収防衛策）の導入を決議し、同年6月28日開催の当社第69期定時株主総会において当社株主の皆さまのご承認をいただき、平成22年6月29日開催の当社第72期定時株主総会および平成25年6月27日開催の当社第75期定時株主総会においてそれぞれ更新（以下、平成25年更新後の対応方針を「現対応方針」といいます。）しておりますが、現対応方針の有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、現対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、現対応方針の内容を一部改定した上で継続いたしたい（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）と存じます。本対応方針は、当社の資本政策の根本に関する重要事項であり、当社株主の皆さまのご意思を反映させることが適切であると判断いたしましたので、そのご承認をお願いするものであります。

1. 基本的な考え方

当社は、大正12年（1923年）の創業以来、資産運用に係る高度な専門的サービスを提供する金融グループとして、情報提供力の強化やサービス体制の拡充に取り組み、企業価値の向上に努めてまいりました。平成26年4月に新たな経営体制が発足したことに合わせて策定した中期経営計画においては、「お客さま大事」の経営哲学のもと、投資アドバイスのプロフェッショナル集団として企業価値を高め、いかなる環境下においても安定的な成長を実現できるよう経営体質を強化することを目標としております。

当社取締役会は、今後もグループ一丸となって経営計画の推進に取り組み、お客さまの資産運用のパートナーとしての存在感を高め、ひいては当社の企業価値の向上を実現することが当社株主の皆さま、お客さま、取引先その他当社の事業に関わる方すべての利益につながると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合において、それを受け入れるかどうかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであり、上記のような当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。そのためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、

そして、当該大規模買付行為以外の提案（以下「代替案」といいます。）の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（注4）のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者が大規模買付行為を行おうとする場合にも、この大規模買付ルールは適用されます。なお、現時点において、当社株券等の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けておりません。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというもので、具体的には以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に、当社宛に、当社取締役会が定める書式に基づき、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を示していただきます。

(2) 情報の提供

当社取締役会は、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を大規模買付者から提供していただくため、上記（1）の意向表明書を受領した後5営業日（初日不算入）以内に、当初提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付します。提供していただく情報の具体的内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容により異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループに関する概要
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、財務計画、配当政策、資産活用計画等
- ⑤ 大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付行為により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の名称、住所等の概要

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認める場合には、情報の提供が完了するまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供していただいた情報について当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 情報の検討および意見表明

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）をいただくものとし、大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします（ただし、当社取締役会が後記の株主意思確認株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものといたしますが、その場合、株主の皆さまに対し、延長した理由および延長する日数を開示いたします。）。

なお、当社取締役会は経営陣の恣意的な判断を排除するため、社外取締役または社外有識者3名からなる独立委員会を設置します。当社の独立委員会委員の氏名、略歴等は、後掲の「(別紙)独立委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報について、その都度独立委員会に提供することとし、独立委員会の評価・検討に資するよう努めます。

当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置を取る場合は、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の可否を諮問し、独立委員会は当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行います。独立委員会の判断が、当社株主共同の利益の確保および当社の企業価値の向上に照らし、適切かつ効率的に行われるようにするため、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等）の助言を得ることができるものとします。当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動を不可とする勧告を受けた場合は、取締役の善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従い、対抗措置を発動しないものといたします。

また、独立委員会は、上記（2）で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断して当社取締役会に勧告を行うとともに、当社取締役会が必要に応じて諮問する事項につき当社取締役会に対し勧告を行います。独立委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者から提供された情報が十分であるとの勧告を行ったときは、当社取締役会は大規模買付者に対してそれ以上の追加情報を求めないものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時に当社株主の皆さまに開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。当社取締役会は、独立委員会の検討期間が開始した事実、独立委員会の勧告の概要およびその判断の理由等についても、適時に当社株主の皆さまに情報開示を行います。

なお、当社取締役会が株主の皆さまの意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他大規模買付行為に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとし（かかる株主総会を以下「株主意思確認株主総会」といいます。）。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、株主意思確認株主総会を招集するべきか否かについて当社取締役に対し勧告を行うことができ、この場合には当社取締役会は独立委員会の勧告に従います。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により、当社株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当し、当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守るために、対抗措置として新株予約権を発行することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、新株予約権の発行に係る権利落ち日の前々営業日までの間であり、かつ当社株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行を中止することがあります。

当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は原則として独立委員会の勧告に従うものとし、独立委員会から対抗措置の発動を不可とする勧告を受けた

場合は、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、対抗措置を発動しないものといたします。

以下の①から⑥のいずれかに該当する場合には、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合として、当該大規模買付行為に対して対抗措置を取ることができるものとします。当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。独立委員会は、当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置としての新株予約権の発行が許容されない旨を当社取締役会に勧告いたします。ただし、当社取締役会は、株主共同の利益のために対抗措置を発動することが必要かつ相当であると判断する場合には、対抗措置の発動等に関する議案を上程するために株主意思確認株主総会を招集することができ、株主意思確認株主総会において対抗措置を発動することが出席株主が有する議決権の過半数の賛成により可決された場合は、当社は対抗措置を発動するものとします。

- ① 経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社および当社関係者に引き取らせる、いわゆる「グリーンメーラー」目的で行われる買付
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者等に委譲させる、いわゆる「焦土化経営」目的で行われる買付
 - ③ 経営支配後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等（ノウハウ、知的財産含む）を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的の買付、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的の買付
 - ⑤ 上記①から④に定める以外に、大規模買付者が真摯に当社の合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による当社の支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
 - ⑥ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う買収手法）など株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守ることを目的に、対抗措置として、新株予約権を発行することがあります。この対抗措置に

より、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利を発生させる可能性があります。よって、本対応方針は、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないように大規模買付者を誘導しようとするものでもあります。

4. 具体的対抗措置としての新株予約権の概要

(1) 割当対象株主および発行条件

本対応方針における新株予約権の発行に関する決議を行う時に当社取締役会が定める日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(2) 目的とする株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

(3) 発行総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

(4) 発行価額

無償とします。

(5) 行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額は、1円とします。ただし、後記(9)に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

(6) 行使条件

大規模買付者は、新株予約権を行使することができません。

(7) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(8) 行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権の発行日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヵ月間以上2ヵ月間以内の範囲で新株予約権の発行決議において当社取締役会が定めるものとします。ただし、後記(9)に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、新株予約権の行使は原則として予定されません。

(9) その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合があります。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する議論等を勘案した内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを当社株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社取締役会が当社株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本総会において本対応方針の是非につき、当社株主の皆さまのご承認をいただくことを条件として現対応方針の内容を一部改定し、本対応方針として継続することを決議いたしました。

加えて、本対応方針の有効期限は平成31年の当社定時株主総会終結の時と設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、当社株主の皆さまの意向が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針において、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、現対応方針同様、社外取締役または社外有識者等から構成する独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、当社が定める独立委員会規程に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に原則として従うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要および判断の理由等については適時に当社株主の皆さまに情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得していること

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策、いわゆる「デッドハンド型」の買収防衛策ではありません。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に賛同するか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、さらには、当社株主の皆さまに代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時の影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守ることを目的に、対抗措置として新株予約権を発行することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

また、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後で、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、新株予約権の発行に係る権利落ち日の前々営業日までの間であり、かつ当社株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行を中止することがありますが、この場合、大規模買付ルールに違反した大規模買付者の保有する株式の1株あたりの価値の希薄化が生じることを見越して売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

なお、新株予約権の行使により株式を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。かかる手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換（社債、株式等の振替に関する法律第140条に定める振替の申請をいいます。以下同じ。）未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権の割り当てを受けるため、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

7. 大規模買付ルールの発効日および有効期限

本対応方針は、本総会の決議をもって効力を生じることとし、平成31年に開催される当社定時株主総会終結の時まで有効であるものとします。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。また、本総会において、本議案につき、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本総会終結の時をもって現対応方針の有効期間が満了するとともに、本対応方針は効力を生じず、本対応方針への継続は行われません。

また、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、当社株主全体の利益の観点から本対応方針を随時見直し、場合によっては、当社取締役会の決議により必要に応じて本対応方針を廃止または変更することがあります。本議案が出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応方針の廃止または変更は、

当社取締役会において決せられることとなります。本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）その内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

注4：大量保有者とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する大量保有者をいいます。

以上

(別紙)

独立委員会の委員の略歴

独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

比 護 正 史

昭和25年12月8日生

略歴および地位

昭和48年 4月	大蔵省入省	平成25年 4月	白鷗大学大学院法務研究科教授 (現任)
昭和53年 7月	室蘭税務署長	平成25年 9月	一般社団法人第二地方銀行協会参与 (現任)
平成 元年 6月	銀行局企画官	平成26年 6月	当社 社外監査役就任
平成 8年 7月	理財局国有財産総括課長	平成27年 6月	当社 社外取締役就任 (現任)
平成 9年 7月	北海道財務局長	平成28年 1月	ブレークモア法律事務所 パートナー (現任)
平成10年10月	預金保険機構金融再生部長	平成28年 3月	アイペット損害保険(株) 社外取締役 (現任)
平成13年 7月	財務省官房審議官		
平成14年 7月	環境事業団理事		
平成16年 4月	日本環境安全事業(株)取締役		
平成17年 1月	弁護士登録 (現職)		
平成19年 6月	(株)損害保険ジャパン顧問		
平成24年 7月	ニッセイ・リース(株)顧問		

(重要な兼職の状況)

—

所有する当社株式数

0株

(注) 比護正史氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。
当社と比護正史氏との間には、特別の利害関係はありません。

河野 宏 和

昭和32年4月22日生

略歴および地位

昭和62年4月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科助手	平成25年5月	公益社団法人日本経営工学会会長 (現任)
平成3年4月	同大学助教授、工学博士	平成26年6月	当社 社外監査役就任
平成10年4月	同大学教授 (現任)	平成27年6月	当社 社外取締役就任 (現任)
平成21年10月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科委員長 (現任) 慶應義塾大学ビジネス・スクール校長 (現任)		スタンレー電気(株) 社外取締役 (現任)
			(重要な兼職の状況)
			—
平成24年1月	アジア太平洋ビジネススクール 協会会長		

所有する当社株式数 0株

(注) 河野宏和氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。
当社と河野宏和氏との間には、特別の利害関係はありません。

船橋 晴 雄

昭和21年9月19日生

略歴および地位

昭和44年7月	大蔵省入省	平成19年12月	(株)パソナグループ 社外監査役 (現任)
平成7年3月	東京税関長	平成21年6月	第一生命保険(株) 社外取締役 (現任)
平成9年7月	国税庁次長	平成23年12月	EPSホールディングス(株) 社外監査役 (現任)
平成10年6月	証券取引等監視委員会事務局長	平成27年6月	日立キャピタル(株) 社外取締役 (現任)
平成13年7月	国土交通省国土交通審議官		(重要な兼職の状況)
平成15年2月	シリウス・インスティテュート(株) 代表取締役 (現任)		—
平成17年3月	ケネディクス(株) 社外監査役 (現任)		
平成18年6月	鴻池運輸(株) 社外監査役 (現任)		

所有する当社株式数 0株

(注) 当社と船橋晴雄氏との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

議決権のご行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主さまの代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主さま1名を代理人とさせていただきます（株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください）。

書面にてご行使いただく場合



行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットにてご行使いただく場合



行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後5時10分入力分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従い、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる行使方法のご案内については次ページをご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス **http://www.web54.net**

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、**平成28年6月28日（火曜日）午後5時10分入力分まで**となっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00～21 : 00)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は足踏み状態が続きました。企業の設備投資は緩やかな増加基調となりましたが、新興国を中心に世界経済が鈍化するなかで輸出は減速感が強まり、生産は一進一退の動きとなりました。訪日外国人旅行者数の高い伸びは継続し、失業率が3%台前半に低下するなど雇用情勢の改善も続きましたが、一方で賃金改善の動きは強まらず、個人消費は伸び悩みました。

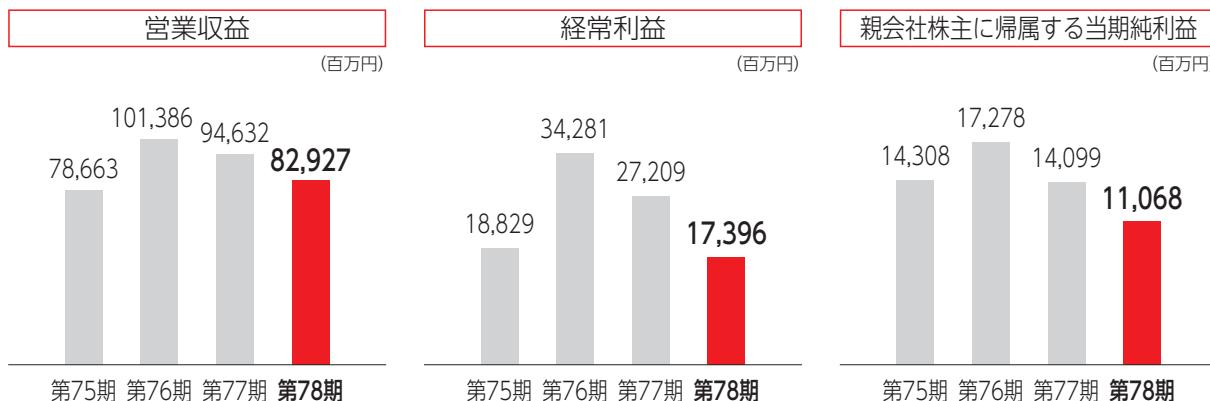
為替市場は、ドル円相場においては6月に一時1ドル=125円台の円安水準をつけた後は不安定な動きとなりました。12月にはFRB(米連邦準備制度理事会)が利上げを実施し、対して翌1月には日銀がマイナス金利政策の導入を決定しましたが、リスクオフの流れの中でむしろ円高ドル安が進み、結局1ドル=112円台で当年度の取引を終えました。また、ユーロ円相場は6月に一時1ユーロ=141円台まで円安ユーロ高が進行しましたが、年末以降ECB(欧州中央銀行)が金融緩和姿勢を強めたことが重しとなり、1ユーロ=128円近辺で当年度の取引を終えました。

株式市場は、当初は国内企業の企業統治改革や好業績を好感する海外投資家の買いが日本株の上昇を牽引し、日経平均株価は6月24日に2000年のITバブル高値を超える20,868円3銭をつけました。ただ、8月以降は世界経済の先行きに対する懸念から売りが膨らみました。年末にかけては円相場の下落などを追い風に戻りを試す場面も見られましたが、年明け以降は、中国株式市場の混乱や米国利上げの影響に対する不透明感などから、一時15,000円の大台を下回るなど再び波乱含みで推移し、当年度末の日経平均株価は16,758円67銭となりました。

債券市場は、当初は株価の上昇や米利上げ観測が強まったことを受けて利回りが上昇する場面もありましたが、日銀の強力な金融緩和政策に支えられて、年度を通じて利回りは低下基調となりました。1月には、日銀がマイナス金利政策の導入を決定したことで利回りの低下が一段と進み、10年国債利回りはマイナス0.05%で当年度の取引を終えました。

このような状況のもと、中核子会社の岡三証券株式会社においては、新規出店や既存店舗のリニューアルを実施するなど営業機能を強化するとともに、充実した投資情報と商品ラインアップを活用した地域密着型の営業活動を引き続き展開しました。一方、インターネット取引専門の岡三オンライン証券株式会社においては、発注ツールの機能強化や先物取引の新サービス導入、取引所為替証拠金取引の新商品「くりっく365 ラージ」の取扱い開始など、サービスの一層の拡充を図りました。また、岡三アセットマネジメント株式会社においては、ファンダメンタルズを重視した組織的な運用とタイムリーな情報発信を行うとともに、中長期的な投資環境を捉えた商品提案を行い、運用資産の拡大に努めました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は829億27百万円（前年度比87.6%）、純営業収益は816億17百万円（同87.4%）となりました。販売費・一般管理費は674億59百万円（同100.5%）となり、経常利益は173億96百万円（同63.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は110億68百万円（同78.5%）となりました。



① 損益の概況

受入手数料

受入手数料の合計は576億65百万円（前年度比91.0%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は29億54百万株（前年度比103.4%）、売買代金は3兆827億円（同115.7%）となりました。こうしたなか、株式委託手数料は192億39百万円（同101.5%）となりました。また、債券委託手数料は5百万円（同75.8%）、その他の委託手数料は15億60百万円（同295.1%）となり、委託手数料の合計は208億4百万円（同106.7%）となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

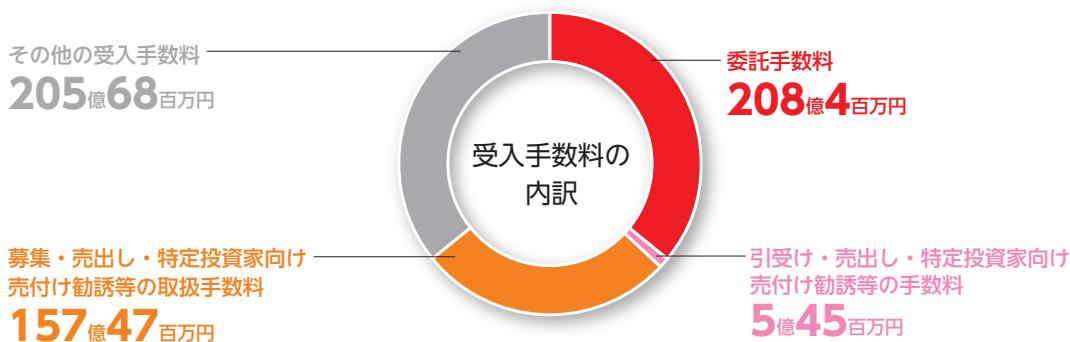
当年度における株式の引受けは、日本郵政グループ3社の上場に際し国内特定区分の主幹事を務めたほか、その他の上場主幹事案件や大型案件も寄与し、引受金額が大幅に増加しました。また、債券の引受けは、一段の金利低下や変動性の高まりを受けて機関投資家を中心に購入意欲減退の動きが見られた一方、個人向け社債の引受けが堅調に推移しました。

これらの結果、株式の手数料は4億1百万円（前年度比128.2%）、債券の手数料は1億43百万円（同102.2%）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は5億45百万円（同120.2%）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当年度においては、アジア地域に投資するファンドや医療関連株ファンド、ハイイールド債券ファンド、インド株ファンドなどの販売が比較的堅調でした。また、ラップ型ファンドを新規に設定したほか、ロボット関連やセキュリティ関連等のテーマ株に投資するファンドの取扱いを開始するなど、品揃えの拡充に努めました。しかしながら、販売金額は前年度の実績に及ばず、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は157億47百万円（前年度比62.0%）となりました。一方、その他の受入手数料につきましては、投資信託の残高が高水準を維持したことで信託報酬が増加し、205億68百万円（同114.2%）となりました。



トレーディング損益

株券等トレーディング損益は主に米国株式を中心とした外国株式の国内店頭取引、債券等トレーディング損益は外国債券の顧客向け取扱いに伴う収益がその大半を占めています。

当年度においては、前半は比較的好調だった米国経済の影響で株高、円安基調が続きましたが、後半は中国市場の急変に端を発する混乱や新興国通貨の下落に加え、米国利上げや原油価格下落の影響も波及して世界の株式市場は軟調な展開となりました。これらの結果、株券等トレーディング損益は98億75百万円（前年度比60.5%）、債券等トレーディング損益は121億22百万円（同102.4%）となり、その他のトレーディング損益2億35百万円（同14.6倍）を含めたトレーディング損益の合計は222億33百万円（同78.9%）となりました。

金融収支

金融収益は22億37百万円（前年度比95.6%）、金融費用は13億9百万円（同106.4%）となり、差引の金融収支は9億28百万円（同83.6%）となりました。

その他の営業収益

金融商品取引業および同付随業務に係るもの以外の営業収益は、7億90百万円（前年度比102.7%）となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費等が減少した一方で取引関係費等が増加し、674億59百万円（前年度比100.5%）となりました。

営業外損益および特別損益

営業外収益は持分法による投資利益の計上等により36億68百万円、営業外費用は4億31百万円となりました。また、特別利益は投資有価証券売却益等により18億7百万円、特別損失は2億27百万円となりました。

② セグメント別の業績状況

セグメント別の業績は、次のとおりです。

証券ビジネス

証券ビジネスにおいては、株式市況が波乱含みとなる中、国内株式等の委託手数料が堅調に推移した一方、投資信託の募集や外国株式国内店頭取引の取扱いに係る収益が減少しました。これらの結果、当年度における証券ビジネスの営業収益は710億49百万円（前年度比83.5%）、セグメント利益は111億40百万円（同46.3%）となりました。

アセットマネジメントビジネス

アセットマネジメントビジネスにおいては、ファンダメンタルズを重視した組織的な運用とタイムリーな情報発信を行うとともに、中長期的な投資環境を捉えた商品提案を行い、運用資産の拡大に努めました。これらの結果、当年度におけるアセットマネジメントビジネスの営業収益は164億17百万円（前年度比116.7%）、セグメント利益は26億71百万円（同170.1%）となりました。

サポートビジネス

当年度におけるサポートビジネスの営業収益は118億83百万円（前年度比96.6%）、セグメント利益は11億83百万円（同114.4%）となりました。

- (注) 1. 上記のセグメント別営業収益には、セグメント間の内部営業収益または振替高が含まれております。
2. セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

2. 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、岡三証券株式会社において店舗の新設ならびにリニューアルを実施したほか、グループ各社においてシステム投資や設備の維持更新等を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

4. 対処すべき課題

中長期の視点で金融市場を振り返ってみますと、リーマンショック以降にヘッジファンドを始めとする世界の運用会社の資産規模が増大するなど、金融経済はさらに膨張をして実体経済を大きく上回り、その影響力は増幅されてきました。しかしながら、米国の超金融緩和政策の転換により、世界に溢れていたマネーの流れが変わり、加えて中国経済、原油価格等の不確実性が広がったため、金融市場の変動性が高まりました。そして今、わが国のアベノミクスに象徴されるデフレ脱却への流れについても、その成否を見極める上で大切な局面にあると考えます。更に、コーポレートガバナンス改革等を通じ、わが国の企業経営が戦後、初めてとも言えるダイナミズムを持ち始めています。今後、株式の持ち合い解消、事業部門の売却、買収等を通じて、企業の優勝劣敗が一層鮮明となっていく可能性があります。

このような環境下、お客さまのニーズに応じた最適な投資アドバイスと金融商品を提供する当社グループの果たすべき社会的な役割が益々、高まっていると感じております。今後一層、幅広いお客さまにご支持をいただくためには、当社グループらしい独自のブランドを構築していくことが大切であり、そのために様々な施策を打ち出し、実践しております。特に、当社グループの主軸である対面ビジネスの基盤を一層強固にするため、中期経営計画に掲げる「投資アドバイスのプロフェッショナル集団」を目指して、投資情報力の強化や人材育成、営業の質的強化を推進しております。対面ビジネスという中核ビジネスに加えてアセットマネジメント、アライアンス、オンライン等のビジネス領域も強化しております。例えば、アセットマネジメントではグループ内外への商品提供による岡三ブランドの浸透、アライアンスでは業務資本提携による独自の証券会社ネットワークの拡大、そしてオンラインビジネスでは新しい層のお客さまへのアプローチにも取り組んでおります。こうした施策を通じて、当社グループの企業価値の持続的な向上に努めてまいります。株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

区 分		第75期 (H24.4.1~H25.3.31)	第76期 (H25.4.1~H26.3.31)	第77期 (H26.4.1~H27.3.31)	第78期 (H27.4.1~H28.3.31)
営業収益	(百万円)	78,663	101,386	94,632	82,927
(うち受入手数料)	(百万円)	(49,455)	(69,990)	(63,341)	(57,665)
経常利益	(百万円)	18,829	34,281	27,209	17,396
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	14,308	17,278	14,099	11,068
1株当たり当期純利益	(円)	72.22	87.24	71.20	55.94
総資産	(百万円)	723,383	613,134	649,489	515,743
純資産	(百万円)	133,572	152,839	171,411	172,097

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	5,000 ^{百万円}	100.00%	金融商品取引業
岡三オンライン証券株式会社	1,000	97.32	金融商品取引業
岡三にいがた証券株式会社	852	36.24	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	21.19	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	31.87	金融商品取引業
岡三国際（亜洲）有限公司	80 ^{百万香港ドル}	100.00	金融商品取引業
岡三アセットマネジメント株式会社	1,000 ^{百万円}	21.19	投資運用業 投資助言・代理業
岡三情報システム株式会社	470	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	30.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	19.44	不動産業 保険代理店業

7. 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称および住所

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

② 当社および完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

34,199百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計

94,167百万円

8. 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、「証券ビジネス」、「アセットマネジメントビジネス」および「サポートビジネス」をセグメント区分としております。証券ビジネスでは、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。また、アセットマネジメントビジネスでは投資運用ならびに投資助言・代理、サポートビジネスでは当社グループおよび外部顧客に対する情報処理サービス、事務代行、不動産管理等の事業を営んでおります。

9. 主要な営業所等 (平成28年3月31日現在)

当社本店	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
証券ビジネス拠点	岡三証券株式会社 (東京都) 全国本支店61店舗、 ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所、 ロンドン駐在員事務所 岡三オンライン証券株式会社 (東京都) 岡三にいがた証券株式会社 (新潟県) 三晃証券株式会社 (東京都) 三縁証券株式会社 (愛知県) 岡三国際 (亜洲) 有限公司 (香港)
アセットマネジメントビジネス拠点	岡三アセットマネジメント株式会社 (東京都)
サポートビジネス拠点	岡三情報システム株式会社 (東京都) 岡三ビジネスサービス株式会社 (東京都) 岡三興業株式会社 (東京都)

10. 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
3,386人	129人増

11. 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	13,242 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	10,981
三井住友信託銀行株式会社	9,230
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,000

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 750,000,000株
2. 発行済株式の総数 208,214,969株
3. 当事業年度末の株主数 22,551名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	9,732 ^{千株}	4.87 [%]
農林中央金庫	9,700	4.85
三井住友信託銀行株式会社	8,726	4.37
大同生命保険株式会社	5,875	2.94
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.91
有限会社藤精	5,266	2.64
株式会社りそな銀行	4,937	2.47
株式会社みずほ銀行	4,925	2.47
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,924	2.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,848	2.43

(注) 当社は、自己株式8,420,379株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 新株予約権等に関する事項

当社が会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社の取締役に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	第1回新株予約権（2015年）
発行決議日	平成27年6月26日
新株予約権の数	1,294個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 129,400株
新株予約権の発行価額（1個あたり）	71,600円
新株予約権の行使価額	株式1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年7月14日から平成57年7月13日まで
新株予約権の主な行使条件	別記

- (別記) 1. 新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）または当社の子会社である岡三証券株式会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役（当社子会社の取締役が当該子会社の監査役に就任する場合には、当該監査役）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによることとする。

① 当事業年度の末日に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）が有している新株予約権等

	第1回新株予約権（2015年）
新株予約権の数	324個
保有者数	5名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 32,400株

② 当事業年度中に当社子会社の取締役に対して交付した新株予約権等

	第1回新株予約権（2015年）
新株予約権の数	805個
交付者数	23名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 80,500株

3 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
加藤哲夫	取締役副会長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役
新芝宏之	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
野中計彦	専務取締役 (代表取締役)	管理部門担当	
新堂弘幸	取締役		岡三証券株式会社 取締役社長 (代表取締役)
田中充	取締役		岡三証券株式会社 専務取締役 (代表取締役)
村井博幸	取締役	企画部門担当	岡三証券株式会社 常務取締役
早川政博	取締役	人事部門担当兼 グループ秘書室長	岡三証券株式会社 取締役
岩木徹美	取締役 (監査等委員)		
夏目信幸	取締役 (監査等委員)		
成川哲夫	取締役 (監査等委員)		
比護正史	取締役 (監査等委員)		
河野宏和	取締役 (監査等委員)		スタンレー電気株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 成川哲夫、比護正史および河野宏和の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 成川哲夫、比護正史および河野宏和の3氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員であります。
3. 取締役 (監査等委員) 成川哲夫氏は、金融機関における業務経験および金融機関の経営実績があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 比護正史氏は、財務省官房審議官および北海道財務局長等を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集を可能とすることと、内部統制システムの活用や、会計監査人および内部統制所轄部署部門等との十分な連携を可能とすべく、岩木徹美氏と夏目信幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 取締役会長 加藤精一氏は、平成28年1月19日逝去に伴い退任いたしました。なお、取締役退任時までの地位および担当ならびに重要な兼職の状況については次のとおりであります。

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
加藤 精 一	取締役会長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役名誉会長

7. 平成28年4月1日付で、取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況について次のとおり異動がありました。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
野中 計彦	管理部門担当	社長補佐兼法人RM部担当

8. 平成28年4月21日付で、取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況について次のとおり異動がありました。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
田中 充	岡三証券株式会社 専務取締役（代表取締役）	岡三証券株式会社 専務取締役（代表取締役） 岡三国際（アジア）有限公司 取締役

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）5名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

3. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員であるものを除く)	8名	497百万円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	37百万円 (13百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	11百万円 (4百万円)
計	13名	546百万円

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社への移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社への移行後の期間に係るものであります。また、人数欄の計は監査等委員である取締役と監査役の重複する人数を除いて記載しております。
3. 平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入れ11百万円(取締役11百万円、監査役0百万円)を含んでおります。
なお、社外監査役に対しては役員退職慰労引当金繰入れはありません。
5. 報酬等の額には、株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役24百万円)を含んでおります。
なお、監査等委員である取締役は株式報酬型ストックオプション制度の対象外であります。
6. 株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額7億20百万円であります。
(平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議)
7. 株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額1億40百万円の範囲内です。
(平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議)
8. 株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額72百万円です。
(平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議)
9. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額72百万円です。
(平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議)

4. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	成 川 哲 夫	取締役就任後開催の取締役会8回のうち7回に、また、監査等委員会4回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	比 護 正 史	取締役就任後開催の取締役会8回全てに、また、監査等委員会4回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から必要な発言を行っております。
社外取締役	河 野 宏 和	取締役就任後開催の取締役会8回全てに、また、監査等委員会4回全てに出席し、経営管理に関する専門的見地から必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亞洲）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査等委員会が会計監査人による当社および子会社等に対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認めた場合、または監査等委員会が会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断した場合、取締役会に対して解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを請求し、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反または違反の疑義のある行為等を発見した場合には、内部監査担当取締役から取締役会に報告するとともに、その審議の結果に基づき、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社および当社子会社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役に報告する。

内部監査担当部署は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、定期的にと取締役会に報告する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の中期経営計画の方針の達成に向け、当社および当社子会社の業務担当取締役は実施すべき効率的な方法を決定する。当社取締役会では、定期的にと当社および当社子会社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて当社子会社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、当社子会社における損益、財産の状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社子会社における一定事項について当社の取締役会、経営会議または執行役員会議の承認または報告を求めるものとする。全体会議および経営会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

6. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行わせる。

監査等委員補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員と協議して行う。

監査等委員補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員の指揮命令に従う。

7. 当社の監査等委員への報告に関する体制

当社および当社子会社の役職員は、監査等委員に対して法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当社の監査等委員へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

8. その他当社の監査等委員の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の重要な会議についても出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求める。

また、監査等委員以外の各取締役、執行役員および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ会社監査等委員・監査役会議を定期的に開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて当社子会社における監査レベルの向上を図る。

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程および業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、業務の適正性を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 第77期定時株主総会において、業務執行に対する監査・監督機能の一層の強化および取締役会から取締役への業務執行権限の一部委任による業務執行の迅速化を実現できる体制を構築し、より高い水準のコーポレート・ガバナンスを確立するため、監査等委員会設置会社に移行する旨の定款変更を決議し、平成27年6月26日より移行いたしました。
- ② 当事業年度は定時を含め10回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役に一部委任した重要な業務執行の決定の状況および各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ③ 当社グループコンプライアンス部が、年間の監査計画に基づき当社グループ会社について内部監査を実施いたしました。内部監査の結果につきましては取締役会にて報告が行われております。
- ④ 東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードについて、当社としては同コードを原則として全て受け入れるものとし、実施しない項目は今後継続的に検討していくことをコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載いたしました。また、併せて上記方針を明確にするため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、いずれも平成27年12月1日付で公表いたしました。
- ⑤ 法令違反行為およびその疑義が生ずる行為ならびに企業倫理上問題のある行為等を早期に把握して解決することを目的とする「コンプライアンス・ホットライン制度」を定め、当社グループコンプライアンス部および法律事務所を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、役職員へ周知しております。なお、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めた社内規程を策定しております。

6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。また、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」を導入し、平成25年6月27日開催の当社第75期定時株主総会において承認決議されております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。
 - (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。
 - (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間が与えられること。
 - (ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。
- ② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。

-
- ③ 大規模買付ルールが遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
 - ④ 当社取締役会は、対抗策の発動については社外有識者により構成される独立委員会の勧告に原則として従うこと。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
 - (ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。
 - (イ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。
 - (ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。
- ② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと。

対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。
- ③ 当該取組みが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと。

対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つと捉えております。利益配分につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開に備え、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。

この基本方針に従って、期末配当につきましては1株当たり25円といたしました。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		435,187	流 動 負 債		310,957
現金・預金		57,300	トレーディング商品		77,206
預託金		58,842	商品有価証券等		77,194
顧客分別金信託		56,150	デリバティブ取引		11
その他の預託金		2,692	約定見返勘定		16,146
トレーディング商品		170,851	信用取引負債		10,468
商品有価証券等		170,823	信用取引借入金		3,617
デリバティブ取引		28	信用取引貸証券受入金		6,850
信用取引資産		42,341	有価証券担保借入金		24,737
信用取引貸付金		38,795	有価証券貸借取引受入金		24,737
信用取引借証券担保金		3,546	預り金		27,528
有価証券担保貸付金		95,461	受入保証金		36,284
借入有価証券担保金		95,461	有価証券等受入未了勘定		31
立替金		90	短期借入金		109,534
短期差入保証金		2,069	未払法人税等		1,251
有価証券等引渡未了勘定		1	繰延税金負債		30
短期貸付金		217	賞与引当金		1,830
未収収益		3,101	その他の流動負債		5,907
有価証券		2,003	固 定 負 債		30,045
繰延税金資産		811	長期借入金		12,300
その他の流動資産		2,095	リース債		773
貸倒引当金	△	0	再評価に係る繰延税金負債		1,457
固 定 資 産		80,555	繰延税金負債		6,050
有形固定資産		19,594	役員退職慰労引当金		113
建物		6,420	退職給付に係る負債		5,626
器具備		1,529	その他の固定負債		3,724
土		10,695	特 別 法 上 の 準 備 金		2,642
リース資産		949	金融商品取引責任準備金		2,642
無形固定資産		9,869	負 債 合 計		343,645
ソフトウェア		5,215	(純 資 産 の 部)		
その他の資産		4,654	株 主 資 本		134,450
投資有価証券		51,091	資本金		18,589
長期差入保証金		43,968	資本剰余金		12,982
長期貸付金		3,795	利益剰余金		106,668
退職給付に係る資産		219	自己株式	△	3,789
繰延税金資産		394	その他の包括利益累計額		11,911
その他の負債		1,622	その他有価証券評価差額金		11,370
貸倒引当金	△	2,658	土地再評価差額金		400
		1,567	為替換算調整勘定		179
			退職給付に係る調整累計額	△	40
			新株予約権		87
			非支配株主持分		25,648
			純 資 産 合 計		172,097
資 産 合 計		515,743	負 債 ・ 純 資 産 合 計		515,743

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	57,665	82,927
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	22,233	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	2,237	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	790	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		1,309
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		81,617
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		67,459
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	14,764	14,158
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	33,331	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	6,273	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	5,687	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	3,258	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	846	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	△ 3	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	3,301	3,301
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		14,158
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		3,668
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	946	431
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	2,434	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	13	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	273	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		85
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		28
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		293
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		24
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		17,396
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		1,807
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	11	227
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	1,795	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	2	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損	19	
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		87
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		24
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		0
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		67
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		24
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		18,976
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		4,512
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		1,403
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		13,060
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		1,992
営業収入	受入金	レ	入	手	数	損		11,068

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,589	12,913	100,472	△ 3,729	128,246
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,873		△ 4,873
親会社株主に帰属する当期純利益			11,068		11,068
自 己 株 式 の 取 得				△ 27	△ 27
自 己 株 式 の 処 分		0	△ 0	0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		68		△ 32	35
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	68	6,195	△ 59	6,204
当 期 末 残 高	18,589	12,982	106,668	△ 3,789	134,450

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	14,474	389	429	659	15,952	—	27,212	171,411
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 4,873
親会社株主に帰属する当期純利益								11,068
自 己 株 式 の 取 得								△ 27
自 己 株 式 の 処 分								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								35
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 3,103	11	△ 249	△ 700	△ 4,041	87	△ 1,564	△ 5,518
連結会計年度中の変動額合計	△ 3,103	11	△ 249	△ 700	△ 4,041	87	△ 1,564	686
当 期 末 残 高	11,370	400	179	△ 40	11,911	87	25,648	172,097

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,945	流 動 負 債	7,569
現金及び預金	6,116	短期借入金	5,100
短期貸付金	10,160	未払金	1,807
未収入金	2,192	未払費用	74
その他の流動資産	475	未払法人税等	495
固 定 資 産	75,222	繰延税金負債	29
有形固定資産	4,146	賞与引当金	4
建物	1,888	その他の流動負債	57
器具備品	88	固 定 負 債	10,371
土地	2,169	長期借入金	5,300
無形固定資産	52	受入保証金	1,280
借地権	5	繰延税金負債	3,387
ソフトウェア	45	資産除去債務	41
その他	1	その他の固定負債	362
投資その他の資産	71,023	負 債 合 計	17,941
投資有価証券	22,962	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	46,613	株 主 資 本	67,846
長期差入保証金	1,182	資本金	18,589
その他	455	資本剰余金	12,885
貸倒引当金	△ 190	資本準備金	12,766
		その他資本剰余金	118
		利益剰余金	39,470
		利益準備金	3,224
		その他利益剰余金	36,246
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	6,246
		自己株式	△ 3,099
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,292
		その他有価証券評価差額金	8,292
		新 株 予 約 権	87
		純 資 産 合 計	76,226
資 産 合 計	94,167	負 債 ・ 純 資 産 合 計	94,167

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目						金 額	
営	業	収	益				7,641
商	標	使	用	料		1,220	
不	動	産	賃	貸	収	1,177	
そ	の	他	の	売	上	59	
金	融	融	収	収		5,183	
営	業	費	費	用			3,488
販	売	費	及	び	一	般	管
取	引	関	件	係	理	費	費
人	動	産	関	係	費	756	
不	事	務	償	却	費	834	
減	租	の	公	課	費	1,008	
そ	融	費			費	243	
金	融	費			費	203	
					課	148	
					他	137	
					用	155	
営	業	利	益				4,152
営	業	外	収	益			617
受	取	配	当	金		601	
そ	の	の		他		15	
営	業	外	費	用			5
経	常	利	益				4,764
特	別	利	益				1,617
固	定	資	産	売	却	11	
投	資	有	価	証	券	1,606	
					売		
					却		
特	別	損	失				68
ゴ	ル	フ	会	員	権	評	価
賃	貸	借	契	約	解	約	損
						0	
						67	
税	引	前	当	期	純	利	益
法	人	税	、	住	民	税	及
法	人	税	等	調	整	額	税
当	期	純	利	益			△
							59
							506
							5,865

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		繰越利益剰余金	別途積立金	利益剰余金合計
当期首残高	18,589	12,766	117	12,884	3,224	30,000	5,376	38,601
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 4,995	△ 4,995
当期純利益							5,865	5,865
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	869	869
当期末残高	18,589	12,766	118	12,885	3,224	30,000	6,246	39,470

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△ 3,071	67,003	11,670	—	78,673
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 4,995			△ 4,995
当期純利益		5,865			5,865
自己株式の取得	△ 27	△ 27			△ 27
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 3,377	87	△ 3,290
事業年度中の変動額合計	△ 27	842	△ 3,377	87	△ 2,447
当期末残高	△ 3,099	67,846	8,292	87	76,226

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宝金正典 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宝金正典 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。尚、平成27年6月26日開催された第77期定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成27年4月1日から平成27年6月26日までの間の監査役会による監査の方法及び結果につきましても、以下の報告と同様であることを付記いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、監査の方針及び計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社岡三証券グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 木 徹 美 ㊟

常勤監査等委員 夏 目 信 幸 ㊟

監査等委員 成 川 哲 夫 ㊟

監査等委員 比 護 正 史 ㊟

監査等委員 河 野 宏 和 ㊟

(注) 監査等委員成川哲夫、比護正史および河野宏和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ 欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

第78期定時株主総会

会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター

※会場へは地下1階のエレベーターをご利用ください。



交通のご案内

「日本橋駅」地下 B6出口直結

東京メトロ ○銀座線・●東西線

都営地下鉄 ●浅草線



株式会社 岡三証券グループ

〒103-8268 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

電話：03-3272-2222 (代表)

http://www.okasan.jp/



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。